

平成23年12月24日

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会  
会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多 殿

内閣官房沖縄連絡室長  
（内閣官房副長官）  
竹歳 誠

「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」  
について（回答）

貴協議会におかれましては、常日頃から、国の行政の円滑な実施や防衛施設の安定的な運用の確保に関し、多大なる御尽力を賜り、深甚より感謝申し上げます。

さて、先般、仲井眞会長（沖縄県知事）から野田内閣総理大臣に、標記の要請文書をいただきましたところ、今般、別添のとおり、関係府省の取組等について取りまとめましたので回答いたします。

政府としては、沖縄の一層の負担軽減に、全力を挙げて取り組む所存であります。今後とも引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

添付書類：別紙

## I 米軍基地負担の軽減について

### 1 日米共同発表について

#### (1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

ア 日米共同発表を見直し、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。

- 1 沖縄県内に米軍施設・区域が集中しており、沖縄県民にとって大きな負担となっていることは認識しています。
- 2 特に、普天間飛行場は、住宅や学校等が密接している中に存在しており、一刻も早く移設させることが必要であると考えています。
- 3 一方、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として不透明・不確実であり、こうした中で、海兵隊を含む在日米軍の抑止力は、安全保障上の観点から極めて重要と認識しています。
- 4 これらの点を踏まえながら、沖縄の地理的優位性や米海兵隊の特性、同飛行場の危険性を一刻も早く除去する必要性などを総合的に勘案した結果、同飛行場については沖縄県内に移設せざるを得ないとの結論に至りました。
- 5 沖縄において県外移設を求める声があることは承知していますが、現在の日米合意は全体として、少なくとも現状に比べると、沖縄の大きな負担軽減につながると考えております。政府としては、引き続き沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、政府の考えを誠実に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく一歩一歩努力していく考えです。

## 1 日米共同発表について

### (1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

イ 返還するまでの間で、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急に抜本的な対策を講ずること。

1 普天間飛行場は、住宅や学校等が密集している中に存在しており、一刻も早く移設させることが必要であると認識しています。

2 同飛行場の危険性の除去については、平成19年8月、日米合同委員会で承認した「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策の検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）を公表し、政府は、報告書に基づく危険性の除去のための諸施策（①飛行経路に係る安全の向上、②クリヤー・ゾーンの拡充、③航空保安施設の機能向上、④レーダーを使用したシステムの導入）を実施し、平成21年5月までに全て完了しました。また、同飛行場の近傍に設置された鉄塔についても、同飛行場の安全確保のために所有者と調整の上、昨年2月に撤去しました。

3 また、政府としては、同飛行場周辺において、昨年1月から継続的な回転翼機（ヘリコプター）の飛行状況調査を実施し、昨年1月から本年3月までの間の調査結果について、本年10月に公表しました。今回の調査結果を報告書と照らし合わせたとき、全般的には、米軍のヘリは報告書に記載された飛行経路を飛んでいることが見て取れ、今回の調査結果は米軍が報告書を守っていないということを示すものではないと考えられますが、報告書記載の飛行経路との差異も見受けられたことから、政府としては、米軍ヘリの飛行経路については改善すべき余地もあると考え、在日米軍に対して必要な申し入れを行ったところです。政府としては、日米両国で合意した普天間飛行場における安全対策が今後とも確実にとられるよう、米軍とも一層の連携を図りながら取り組んでまいります。また、そ

のためにも、本件調査については継続して実施してまいります。

4 同飛行場周辺における航空機騒音について、米軍パイロットの練度維持等のためには飛行訓練の実施等が必要不可欠であるものの、周辺住民の方々にとり深刻な問題である騒音を軽減することは重要な課題の一つと認識しています。

5 このような認識の下、同飛行場における航空機騒音に関し、平成8年3月、日米合同委員会において、午後10時から午前6時までの間の飛行及び地上での活動は米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限されることや、夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は、飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限されることなどを内容とした航空機騒音規制措置が合意されています。

この航空機騒音規制措置については、本年6月の「2+2」文書において、日米両国間でコミットメントを再確認したほか、本年10月、玄葉外務大臣からモロイ四軍調整官代理に対し、また、本年11月、一川防衛大臣からバイドラー四軍調整官代理及びフリン米海兵隊普天間基地司令官に対して、同措置の遵守についてそれぞれ申し入れるなど、様々な機会に米側に対し申し入れを行ってきたところ です。

6 また、同飛行場の米海兵隊ヘリに係る訓練移転については、どのような形で実施できるか、引き続き検討しているところです。

7 いずれにせよ、政府としては、米軍が我が国の公共の安全や周辺住民の方々を与える影響に妥当な考慮を払って活動すべきことは当然であると認識しており、今後とも引き続き米側に対し、報告書に基づく飛行経路に係る安全の向上のための措置や航空機騒音規制措置を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の方々への影響が最小限となるよう働きかけてまいります。

1 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

ウ MV-22オスプレイの配備について、政府の責任において、県民生活への影響など、十分な説明を行うこと。

- 1 政府としては、沖縄県民の皆様に MV-22 の配備に伴う県民生活への影響などに対する御懸念があることは承知しています。
- 2 これまでも、本年6月に北澤防衛大臣（当時）が沖縄県を訪問して、仲井眞沖縄県知事に対して、MV-22 の安全性に関するデータについて説明するなど、関係自治体等へ情報提供を行ってきたところ  
です。
- 3 また、沖縄県知事及び宜野湾市長から頂いた質問状については、米側と様々なレベルで協議を行い、米側から提供された安全性や騒音等に関するデータや説明等を基に、9月1日に回答させていただいたところ  
です。
- 4 更に、1度目の回答において情報が不十分であった部分については、引き続き米側に照会を行い、米側から得られた情報を基に、12月20日に追加の回答をさせていただいたところ  
です。
- 5 また、今回の質問の回答にとどまらず、引き続き、地元の方々に安心していただけるよう、政府として責任を持って丁寧に御説明してまいりたいと考えています。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

ア 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから、一つ一つ確実に実行すること。

1 平成18年5月のロードマップにおいては、普天間飛行場の代替施設への移転、同飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の土地の返還が可能となるとされており、昨年5月及び本年6月の「2+2」による日米合意においても、この関係は確認されています。

2 他方で、那覇港湾施設の移設・返還については、追加的集積場を含む代替施設の位置・形状等に係る日米合同委員会における合意の範囲内で進めていくことは可能であると考えているため、これまで当該施設の移設先地における調査を実施してきたところです。

今後、環境影響評価の方法書作成等の手続を進めるべく、那覇港湾施設移設に関する協議会を11月に開催したほか、同協議会の下にワーキング・グループを設置し、これまで2回（4月及び10月）開催するなど関係自治体等と話し合いを行っており、当該移設・返還の早期実現に向け、引き続き努力してまいります。

3 また、嘉手納飛行場以南の土地の返還について、日米両政府は、各施設・区域毎に、返還のための諸条件（既存施設の移設等）、返還に至るまでの手順等を協議しているところであり、地元の跡地利用計画の検討に資するため、かかる協議の結果をできる限り早期に公表したいと考えています。

- 4 在沖縄海兵隊のグアム移転については、「グアム協定」に基づき平成21年度から行っている「真水」事業に係る米国政府への資金移転を引き続き実施しています。
  
- 5 いずれにせよ、政府としては、沖縄の負担軽減策のうち可能なものについて、一つ一つ着実に進展させていくべきものと認識しており、今後とも、沖縄政策協議会などの場において沖縄の皆様方の御意見等を拝聴しながら、その実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

イ SACO関連事業等で協議が中断している事例について、早急に協議を再開すること。また、公共事業の推進に伴う施設・区域の一部返還等について協議を進めること。

1 政府としては、周辺地域住民の生活等に生ずる障害の緩和に資するため、SACO関連事業等を実施してきたところです。

嘉手納以南の施設・区域の返還の進展等を踏まえる必要があるため、協議が進んでいない事例も見受けられますが、政府としては、周辺地域住民の生活等に生ずる障害の緩和に資するため、協議の俎上に載せるよう引き続き米側に働きかけてまいります。

2 また、沖縄県における、道路及び河川整備のための公共事業の重要性については十分理解しています。

政府としては、このような理解の下、これまで沖縄県が公共事業を実施するに当たり駐留軍に提供している施設・区域の一部用地が必要となる場合、当該施設・区域の返還等について米側と調整するなど、その実現に努力しており、今後とも引き続き、その実現に向けて努力してまいりたいと考えています。



1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

ウ 米軍の活動の沖縄県外への移転拡充について、具体的かつ実効性のある訓練移転を実施すること。

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。

1 政府としては、昨年5月の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて米側と協議を行った結果、本年1月20日、日米合同委員会において、航空機訓練の移転先として新たにグアム等を追加することを合意しました。

本合意を踏まえ、日米間で協議した結果、本年10月4日、日米合同委員会において、訓練の実施場所等について合意し、グアム等への訓練移転の1回目として同月6日から30日までの訓練移転期間（展開・撤収を含む。訓練実施は10月10日～28日まで）、第2回目として本年11月28日から12月20日までの訓練移転期間（訓練実施は12月5日～19日まで）、当初岩国飛行場の航空機が嘉手納飛行場に飛来して実施する予定であった訓練を、それぞれグアム等に移転して実施したところです。また、来年2月には、嘉手納飛行場の航空機の訓練をグアム等に移転して実施する予定です。

2 これまで嘉手納飛行場から本土の6箇所の自衛隊施設に戦闘機が訓練移転しており、延べ111回実施されたところですが、今回のグアム等への訓練移転の内容については、

- ① 訓練の対象として、共同訓練に加え米側による単独訓練を含めていること
- ② 新たに空対地訓練を含めていること

- ③ 米国戦闘機数は、これまでの最大12機から最大20機程度に拡大したこと
- ④ 支援する航空機の機種に、空中給油機、輸送機、AWACS等を加えたこと
- ⑤ 飛行訓練日数は、1週間程度増え、最長20日間程度として、展開・撤収を含めれば、相当の期間、米軍機がグアムに滞在することを可能としたこと

など、これまでの航空機の訓練移転と比べ、拡充した内容となっていることから一層の騒音軽減効果が見込まれるものと考えています。

3 また、グアム等への訓練移転は嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が、嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地訓練も対象となっており、嘉手納飛行場への他基地所属機（以下「外来機」という。）の飛来減少につながるものと考えています。

4 第1回目のグアム等への訓練移転について申し上げます、当該訓練移転期間中、防衛省の調査によれば、嘉手納飛行場における外来機による離着陸回数は相当減少し、特に騒音レベルの大きい戦闘機の減少が著しい結果となりました。

また、防衛省が嘉手納飛行場周辺に設置した騒音測定装置によれば、本年度の平均と比べて、訓練移転期間における航空機騒音の「うるささ」を表すWECPNLは概ね減少しています。

※1 外来機の離着陸回数（うち戦闘機の離着陸回数）について（06：00～18：00）

- 23年4月～11月・・・平均／日 32.9回（うち17.6回）
- 訓練移転期間中・・・・平均／日 17.8回（うち 0.2回）

※2 騒音測定装置を設置している滑走路両端のWECPNL（W）について

- 23年4月～11月・・・滑走路西端（国道側）91.0W、滑走路東端（県道側）92.9W
- 訓練移転期間中・・・・滑走路西端（国道側）83.8W 滑走路東端（県道側）87.7W

なお、滑走路両端以外の12箇所では、一部で増加しているものの、ほとんどで減少又は横ばいであった。

- 5 政府としては、これまでの国内の訓練移転に加え、新たに追加したグアム等への訓練移転の回を重ねることにより、嘉手納飛行場周辺の一層の騒音軽減効果が見込まれるものと考えており、引き続き、騒音発生回数等のデータ収集、整理を行い、騒音状況等を分析・評価し、検証していく考えです。
  
- 6 いずれにしても、日米両国は、嘉手納における更なる騒音軽減を図るため、航空機の訓練移転を行う期間中、嘉手納における米軍の訓練活動の影響について配慮することとしており、政府としても、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減が実感していただけるように努めてまいります。

1 日米共同発表について

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

エ 駐留軍従業員の雇用の確保について、きめ細かな対応を行うこと。

- 1 在日米軍の下で働く駐留軍等労働者については、適切な労働条件の下で就労できるよう日本政府として関与していくことが重要であると考えており、また、雇用面において不安なく勤務できる状態を維持することについても、雇用主である日本政府として重要な課題であるものと認識しています。
- 2 米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用については、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号。以下「米軍再編特措法」という。)第25条において、雇用の継続に資するよう、技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものと規定されており、具体的には、米軍再編の実施に伴う施設・区域の返還が行われる場合等には、他の施設・区域への配置転換等により雇用の継続を図るとともに、従来の職種と異なる職種に配置される場合には、米軍再編特措法に基づき、技能教育訓練等を実施することとしています。さらに、やむを得ず離職を余儀なくされる場合には、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)に基づき、関係省と連携しながら、特別給付金の支給など各種援護措置を講じてまいります。
- 3 政府としては、現時点において、米軍再編の実施に伴う駐留軍等労働者の雇用に与える影響について、予断をもって申し上げることは困難ですが、駐留軍等労働者が雇用面において不安なくその職務に従事できるよう、万全を期してまいります。

## 1 日米共同発表について

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還についてホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

- 1 鳥島及び久米島射爆撃場並びにホテル・ホテル訓練区域の返還等については、平成20年11月以降、これまで数次にわたり、仲井眞沖縄県知事等から要請がありました。
- 2 日米両政府は、こうした強い要望を踏まえ、昨年5月の「2+2」共同発表において、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除を決定し、その他の措置についての協議を継続することを決意し、さらに、本年6月の「2+2」文書において、ホテル・ホテル訓練区域に関する更なる措置を含む沖縄における影響の緩和のための更なる方法を引き続き探求することを決定したところであり、これらの決定に基づき、日米両政府間で協議を行っているところです。
- 3 ホテル・ホテル訓練区域については、従来より、一年を通して使用が制限されていますが、船舶の通航や漁船の操業を実施できるよう、解除区域の範囲、解除される期間についての通告方法及びその際の条件について調整しているところであり、出来る限り早期に使用制限の一部解除を実現したいと考えています。

いずれにしても、日米両政府は、昨年5月及び本年6月の「2+2」における決定に基づき、ホテル・ホテル訓練区域に関する更なる措置を含め、引き続き協議を行っていくこととしています。
- 4 また、鳥島及び久米島射爆撃場の返還については、沖縄県知事等からの要請を重く受け止めているところ、地元負担軽減の観点から何が可能か、引き続き米側と調整してまいります。

## 2 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

ア 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。

イ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。

ウ 平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官が発表した事件等再発防止策の実効性の検証を含め抜本的な対策を講じること。

1 米軍人等による事件・事故については、外務大臣、防衛大臣の沖縄訪問等の機会に、在沖縄四軍調整官等に対して申し入れを行っており、最近では、10月18日に玄葉外務大臣からモロイ四軍調整官代理に対し、11月12日に一川防衛大臣からバイドラー四軍調整官代理に対し、綱紀肅正を申し入れたところです。また、本年6月の「2+2」でも、松本外務大臣（当時）からクリントン国務長官及びゲイツ国防長官（当時）に対し、事件・事故の防止に係る米側の協力を申し入れました。

2 米側においては、昨年6月、ロブリング四軍調整官（当時）からすべての在沖米軍人に対し、午前0時以降、基地外にあるアルコールの販売及び消費を主な目的としたバーやクラブへの出入りを禁止し、巡回パトロールの範囲を拡大し、懸念のある他の地域も対象とする可能性を検討することを内容とした新たな再発防止策が発表されました。米軍人等による事件・事故の再発防止のためには、継続的な取組が必要であり、本年1月に四軍調整官がグラック中将に交代した後も、米側は、この再発防止策を継続しています。また本年9月、在沖米海兵隊についてはこの再発防止策に加え、毎日午前0時から午前5時までの間、自宅を除く基地外での飲酒を全面的に禁止する新たな措置が発表されました。本年10月の玄葉外務大臣の沖縄訪問の際にも、外務大臣から事件・事故防止措置の徹底について申し入れたのに対し、モロイ四軍調整官代理から、事件・事故はゼロにすることを目標に、新しく海兵隊が導入した再発防止策を含め真剣に取り組んでいく旨発言があり、また、

1 1月の一川防衛大臣の沖縄訪問の際にも、バイドラー四軍調整官代理から、隊員等の綱紀肅正及び航空機の安全な飛行について今後とも取り組んでいく旨発言がありました。日本政府としては、この再発防止策の継続及び徹底を含め、引き続き、真剣かつ着実に綱紀肅正に取り組むよう求めていきます。

3 また、不幸にして、米軍人等による事件・事故が発生した場合には、米軍に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底を強く求め、米側から再発防止策等の回答が得られた場合には、速やかに公表するなど、引き続き、沖縄県の皆様の不安を軽減するよう努めてまいります。

3 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。

イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。

- 1 米軍の演習等に伴う事故等は、沖縄県民の安全に関わる深刻な問題であると受け止めており、不幸にして事故等が発生した場合には、米軍に対し捜査への全面協力や再発防止に係る申入れを行うなどの対応をとっています。
- 2 政府としては、米軍が演習等を通じ、部隊の即応態勢を維持することは、日米安全保障条約の目的達成のために必要不可欠なものと認識していますが、当該演習等の詳細については、米側として運用上の理由から公にできないとの立場であるものと承知しています。
- 3 他方、米側は、当該演習等に関する情報について、ニュース・リリース等により、その概要を公表しているところ、地元の要望を踏まえ、更なる情報の提供及び開示について米側に働きかけてまいりたいと考えています。
- 4 また、米軍が演習等を行うに当たって、公共の安全に妥当な考慮を払うことは当然であるものと認識しており、今後とも引き続き、周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう、米側に対し求めていくとともに、周辺住民から苦情等があった場合には、米軍に対し、事実関係の照会や改善の申入れを行ってまいります。
- 5 さらに、昨年5月の「2+2」共同発表にあるとおり、両国政府は、米軍のプレゼンスに関連する



諸問題について、沖縄の自治体との意思疎通を強化する意図を確認したところであり、米軍の演習等に伴う事故等の防止や安全管理の徹底についても、かかる意思疎通の場などを通じて、所要の申入れを行ってまいりたいと考えています。

3 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

- 1 米国は、1964年の「エード・メモワール」、2006年の「ファクト・シート」等で示したコミットメントに従って、我が国において原子力艦船を運用しており、その安全性には万全を期していることを我が国政府として累次にわたり確認しています。
- 2 また、今般の東日本大震災を受け、本年4月18日に、在京米国大使館から外務省に対し「空母『ジョージ・ワシントン』等の安全性に関する合衆国政府からの説明」が行われています。この説明については、外務省のホームページにおいて公開しています。
- 3 原子力艦船が我が国の港に入港するに当たっては、文部科学省があらかじめ設置してあるモニタリング・ポスト等にて放射線量を計測しておりますが、これまでに人の健康に影響があるような放射性物質の漏えいが検知されたことは一度もないものと承知しています。
- 4 また、我が国政府としては、原子力推進艦船に対しては、極めて保守的な見積もりに基づき、現実的にはあり得ないような状況までを仮定して、防災対応等を策定しています。
- 5 いずれにしても、我が国政府としては、米軍原子力推進艦船の運用に当たってはその安全性について万全を期するよう、米側に引き続き求めていく考えです。

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。

- 1 嘉手納飛行場と普天間飛行場周辺の騒音軽減は、沖縄の米軍基地の負担軽減の観点から大変重要な課題であると認識しており、様々な機会に米側に対し申入れを行ってきたところです。
- 2 具体的には、本年6月の「2+2」において、騒音の問題を含む地元の負担軽減について日米両国間で緊密に協力していくことを確認したほか、「2+2」文書においても、嘉手納における騒音の軽減について、嘉手納飛行場の主要滑走路の反対側に海軍駐機場を移転する計画の進展を歓迎するとともに、騒音規制に関する平成8年の日米合同委員会合意へのコミットメントを再確認しました。
- 3 本年10月にも、玄葉外務大臣からモロイ沖縄四軍調整官代理に対し、平成8年の日米合同委員会合意による嘉手納飛行場と普天間飛行場の騒音規制措置の遵守を申し入れ、これに対し同調整官代理から、日曜日や22時から6時の飛行を運用上必要なものだけに制限することを含め日米合意を遵守し、また、グアム等への訓練移転を進めることにより、騒音軽減に努める旨の反応がありました。また、本年11月、一川防衛大臣からバイドラー沖縄四軍調整官代理に対し、航空機騒音について配慮を申し入れ、これに対し同調整官代理から、今後とも配慮したい旨の反応がありました。
- 4 今後とも引き続き、平成8年の騒音規制措置を厳格に遵守し、可能な限り周辺住民の方々への騒音の影響が最小限となるよう働きかけてまいります。

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ウ 住宅地上空の飛行を回避すること。

エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。

1 普天間飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、平成19年8月の報告書に記載されている場周経路等が守られていないとの御指摘を踏まえ、航空機航跡観測装置等を購入・設置し、昨年1月から普天間飛行場における継続的なヘリコプターの飛行状況調査を実施しています。昨年の1月から本年3月までの間の調査結果については、本年10月、公表したところですが、引き続き、本件調査を継続して実施しているところであり、調査結果については、データの解析・整理等を実施し、同飛行場の現状を評価の上、適宜公表したいと考えています。政府としては、日米間で合意した同飛行場における安全対策が今後とも確実にとられるよう、米軍とも一層の連携を図りながら取り組んでまいります。

2 嘉手納飛行場においては、同飛行場周辺住民等から、日頃から外来機が飛来し訓練を実施するため騒音が増加している、あるいは平成18年5月のロードマップに基づく同飛行場所属の航空機の訓練移転期間中に外来機が飛来し訓練を行っているため、騒音が増加し、負担軽減が実現されていないとの御指摘を踏まえ、外来機の飛来状況について、昨年4月から外部委託により目視調査等を実施しています。この目視調査の結果については、一年間の調査を終え本年4月、公表したところですが、引き続き、同調査を継続することによってデータの蓄積を行い、同飛行場における航空機の運用実態の更なる把握に努め、同飛行場から派生する騒音の問題等に関し、周辺住民の方々の負担軽減に資することができるよう活用してまいりたいと考えています。

3 また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する米軍機が、両飛行場周辺のみならず沖縄本島の広い範囲において住宅地上空を飛行しているとのこと指摘につきましては、米側に対し、可能な限り周辺住民の方々への騒音が最小限となるよう働きかけてまいります。

#### 4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。

1 住宅防音工事の対象区域については、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響をその強度、発生回数、時刻等を考慮して算定した値（WECPNL値）が75以上の区域である第一種区域を対象としています。

現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、この第一種区域を拡大するような騒音状況にありませんが、両飛行場の飛行態様の変更や航空機騒音に係る環境基準の改正・施行等も踏まえつつ、必要な調査の実施について検討してまいります。

2 また、住宅防音工事については、防衛施設周辺環境整備法第4条の規定に基づき、この第一種区域の指定の際現に所在する住宅を対象に実施しています。

第一種区域の指定は、同工事の進捗状況を踏まえ、指定基準を段階的に改正（当初WECPNL値85を80、75に改正）しながら区域を拡大してきたこと等から、住宅の建設時期が同一又はそれ以前のものであっても区域によっては同工事の対象とならないという現象（いわゆるドーナツ現象）が生起し、これを解消するための同工事の助成を予算措置により実施しているところです。

3 さらに、嘉手納飛行場については、①米軍基地面積の占める割合が高く、騒音の影響を受けずに住居できる地域が限定されており、②第一種区域内に多数の米軍基地の返還地が所在し、当該返還地の区画整理事業等に多数年を要しているという地域特性等を踏まえ、特に騒音の著しい85WECPNL以上の区域において、平成14年1月17日までに建設された住宅を対象として、いわゆる告示後住宅防音工事の助成を予算措置により実施しているところです。

なお、普天間飛行場については、85WECPNL以上の区域が所在しないことから、当該助成の措置を採っていません。

- 4 第一種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の助成の措置の拡大については、嘉手納飛行場の特に騒音の著しい85W以上の区域において、平成20年3月10日までに建設された住宅まで対象を拡大することとし、平成24年度予算案に計上しました。

更なる対象拡大については、今後の全国における告示後住宅の防音工事の実施状況等を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えています。

- 5 また、事務所、店舗などにおける対策については、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅における対策を優先する必要があることから、将来の検討課題と考えています。

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について  
カ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

- 1 平成14年7月の「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」の報告（飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告）において、住宅防音工事で設置した空調機器の電気料金の負担を軽減するため、太陽光発電システムの設置助成が提言されたことを踏まえ、同システムの適正な設置規模等を検討するため、住宅防音工事の一環として、平成15年度から平成18年度までに全国で約2,800世帯に設置し、設置後2年間のモニタリング事業を実施しました。
- 2 また、同システムの設置助成については、平成21年度において、同システムの設置に伴う技術的な電圧上昇などの問題点を総合的に評価するための調査を実施したところです。
- 3 平成21年度までの調査の結果、同システムの適正な設置規模等について成果を得たものの、同システムを一定の地域に集中して設置した場合、配電系統に電圧上昇等の悪影響を及ぼすことなどの問題があったことから、引き続き技術開発等の動向を注視するなどの検討が必要な状況です。
- 4 今後、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め、総合的に検討し、同システムの設置助成の制度化について判断してまいる考えです。



5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。

イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。

ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。

1 米軍施設・区域に起因する環境問題は、その周辺住民の健康等に関わる重要な問題であり、また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないものと認識しています。

2 米国政府としては、平成12年9月の「2+2」の「環境原則に関する共同発表」において、環境保護及び安全のための米軍の取組は、日米の環境法令のうち、より厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成される日本環境管理基準（JEGS）に従って行う旨表明しており、米軍は、同基準に基づき、当該施設・区域及びその周辺地域の環境保全について、適切に対応しているものと承知しています。同基準について、米側は、定期的に見直しを行っており、本年1月、2010年版のJEGSを公表し、当該JEGSの日本語版については、貴協議会からの要請等を踏まえ、本年6月、防衛省において作成し貴協議会等へ提供したところです。現在は、在日米軍、環境省、防衛省、外務省のホームページにおいて公開しています。

3 環境関連の事故が発生した際には、今後とも政府より、米軍が執った措置の内容につ

いて関係地方公共団体に対し直接説明を行うとともに、米軍に対し、原因の究明及び再発防止の徹底等について申入れを行う等適切に対応してまいります。

- 4 また、日米地位協定については、これまでも国会等で累次お答えしているとおおり、今後とも日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えですが、昨年5月の「2+2」共同発表において「環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討する」ことに合意しました。本年6月の「2+2」文書においては、「環境に関する合意に係る作業部会の設置を歓迎し、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りに関する合意の検討を加速することを決定」しています。これらの合意に基づき、日米両政府は環境関連事故及び返還前の環境調査の立入りを含む環境に関する合意の形成に向け、現在鋭意検討を行っているところです。

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

エ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。

- 1 防衛省においては、防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等のひん繁な実施等により生ずるテレビジョン放送の受信障害を防止するため、地方公共団体等がテレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用施設について必要な工事を行うときは、その費用について補助する制度があります。
- 2 嘉手納及び普天間飛行場周辺の沖縄市、嘉手納町、北谷町、うるま市及び宜野湾市においては、昨年の9月から12月までの間、防衛省が地上デジタル放送の受信障害調査（契約額約3千2百万円）を実施したところ、宜野湾市の一部区域において、地上デジタル放送の受信障害対策が必要であると判定されました。
- 3 このため、当該受信障害の対策事業の予算（約9千8百万円）を確保し、現在、宜野湾市を補助事業者として対策事業を行っているところであり、早期の受信障害解消に努めております。
- 4 一方、普天間飛行場周辺の浦添市、西原町、中城村及び北中城村からの要請を受け、8月から防衛省が地上デジタル放送の受信障害調査（契約額約2千6百万円）を行っているところであり、当該調査の結果、具体的な受信障害が確認された場合には、同法第3条第1項の規定に基づき適切に対応してまいります。
- 5 いずれにしても、政府としては、今後とも引き続き、米軍機等による具体的な受信障害が確認された場合には、同法第3条第1項の規定に基づき適切に対応してまいります。

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について  
オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。

- 1 テレビ放送受信事業の助成措置は、自衛隊等のジェット航空機が頻繁に離陸、着陸等を行う周辺地域のNHK放送受信契約者に対し、ジェット航空機特有の騒音が頻繁に発生することによるテレビ放送の「聴取障害」の緩和の資とするため、放送受信料の半額相当を限度として補助金を交付する措置であり、従来、NHKが行ってきた措置を防衛省が引き継ぎ、昭和57年から実施しているものです。
- 2 普天間飛行場は、主にCH-46等のヘリコプターが離着陸等を実施する飛行場であり、同飛行場を助成対象区域とすることについては、全国に所在する飛行場等周辺にかかわる問題でもあるため、慎重に検討する必要がある、引き続き、研究してまいりたいと考えています。

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

カ 米軍の東日本大震災支援に伴う放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、放射能レベル等の情報を開示するとともに、政府の責任において適切かつ早期の処理を行うこと。また、放射能関連事項については、速やかに地元自治体等への連絡を行うこと。

- 1 普天間飛行場に保管されている放射性廃棄物は、トモダチ作戦に参加し厚木海軍飛行場で一旦除染された航空機を、普天間飛行場に帰還後改めて確認した結果、ごく低いレベルの放射線が検出され、布等で拭き取った結果発生したものであると承知しています。在日米軍によれば、放射性固体廃棄物は、建物の中で、一般人が通常近づくことができないような管理区域に、ドラム缶に密閉された上で厳重に保管されており、建物の外では放射線は検出されておらず、よって、周囲の人体や環境に影響はないとの説明を受けています。
- 2 放射性廃棄物は、福島第一原発由来のものであり、東京電力を含む日本側が責任をもって処分すべきであるものですが、具体的な処分方法については、日本側で検討しているところであるため、やむを得ず、米軍に対し、施設・区域内で引き続き保管するよう要請しているものです。しかしながら、可能な限り早く処分できるよう、日本側の検討及び日米間の協議を加速させたいと考えています。

5 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、事実関係を早急に確認し、地元自治体等への説明を行うこと。

- 1 在沖縄米軍施設・区域内における枯葉剤の使用等に係る報道を受け、外務省から米側に事実関係の確認を求めたところ、米側から、改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答がありました。なお、米側は、韓国に枯葉剤を持ち込んだ記録は存在することを認めています。
- 2 また、米側からは、報道されている退役米軍人の証言にはいくつかの疑問点があり信憑性があるとは考えていないとの説明を受けています。
- 3 沖縄県は、平成15年度以降毎年、県内の米軍施設・区域周辺の河川等においてダイオキシン類の調査を行っていること承知しています。政府としては、これに加えて更に調査を行うかどうかについて、今後新たな事実関係が判明するか等の状況を見て判断していきたいと考えています。

## 6 日米地位協定の抜本的な見直しについて

- 1 日米地位協定については、これまでも国会等で累次お答えしているとおおり、今後とも日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えです。
- 2 その一方で、米軍人等による事件・事故の防止や、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題等の具体的な課題については、沖縄を始めとする地元の方々の御要望を踏まえ、引き続き最大限の努力を払っていく考えです。
- 3 具体的な取組としては、本年6月の「2+2」において、日米の外務・防衛担当閣僚の間で、事件・事故の防止や騒音の問題を含む地元の負担軽減について緊密に協力していくことを確認したほか、本年10月に玄葉外務大臣が沖縄を訪問した際にも、モロイ沖縄四軍調整官代理に対し、米軍人等による事件・事故の防止のための措置の徹底や騒音規制措置の遵守について申入れを行いました。本年11月には、米軍属による公務中の犯罪に対する裁判権について、日米地位協定の適切な実施という観点から、新たな枠組みについて日米間で合意しました。この枠組みは、事案により、米側による裁判又は日本側による裁判のいずれかにより、犯罪に適切に対応することを主眼とするものであり、日米地位協定の根幹の一つである刑事裁判権の分野で具体的な進展が得られました。また、公の催事で飲酒した上での運転による通勤が公務として取り扱われ得る余地を残した日米合同委員会合意についても、本年12月に、公の催事で飲酒した上での通勤も公務として取り扱わないこととするよう、同合意を改正することに日米間で合意しました。

4 環境については、昨年5月の「2+2」共同発表において「環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討する」ことに合意しました。今年6月の「2+2」文書においては、「環境に関する合意に係る作業部会の設置を歓迎し、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りに関する合意の検討を加速することを決定」しています。これらの合意に基づき、日米両政府は、現在鋭意検討を行っているところです。



## Ⅱ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

### 1 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定について

「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱草案」を踏まえ、「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」を制定すること。

1 駐留軍用地の返還後の跡地利用は、今後の沖縄振興にとって重要な課題と認識しています。

2 沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を効果的に推進するため、返還特措法及び沖振法第七章に規定している駐留軍用地の跡地利用に関する制度を一元化した新たな法案を来年の通常国会に提出します。現時点での検討中の法案等の内容については、次のとおりです。

なお、同法に基づき沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社により土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円特別控除の対象とします。

#### （1）国の責務

- ・駐留軍用地跡地の利用に関する国の責務について法律上明記する。

#### （2）原状回復措置の徹底

- ・土壌汚染及び不発弾等の状況の調査及び調査結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を定め、これに基づき国は必要な措置を講ずる。

#### （3）駐留軍用地への立入りに係るあっせん

- ・調査等のための駐留軍用地への立入りに係るあっせんの要請を受けた場合の国の行為を規定する。

#### （4）駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

- ・沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置を規定する。

#### (5) 国が指定する跡地の制度及び給付金制度

- ・ 大規模跡地の面積要件の緩和（300ha→200ha）
- ・ 特定跡地給付金については、返還前からの関係者の合意形成に向けた取組みが重要であり、土地区画整理事業の事業認可（返還後3年以内）を受けた場合に支給期間を付加する。
- ・ 特定跡地給付金（当該特定跡地について土地区画整理事業が実施される場合に限る。）及び大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は当該土地の利用が可能と見込まれる時期の見通しを勘案することとする。

#### (6) 跡地利用協議会の設置

- ・ 沖縄担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長等は、跡地の利用について相互に連携して促進するため必要があると認めるときは、跡地利用協議会（仮称）を組織することができることとする。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還手続の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進に必要な、米軍施設・区域の一部返還手続を迅速に進展させること。また、返還申請の要件を求める根拠を明確に示すこと。

1 沖縄県における、道路及び河川整備のための公共事業の重要性については十分理解しています。

2 政府としては、このような理解の下、これまで沖縄県が公共事業を実施するに当たり駐留軍に提供している施設・区域の一部用地が必要となる場合、当該施設・区域の返還等について米側と調整するなど、その実現に努力しているところです。また、返還申請に当たっては、米側において、事業主体に対し、必要な要件を課すことがないよう調整します。

3 政府としては、できる限り、地元の全体計画の進捗にあわせて事業を実施できるよう米側と調整を行い、沖縄県の負担軽減のため、引き続き努力してまいりたいと考えており、個々の事案の詳細については、現地の沖縄防衛局に御相談をお願いします。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還手続の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

1 履行保証割合の引き下げについては、これまでも日米規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて要望してきているところですが、ご要請の事項については、今後とも、機会をとらえて要望していきたいと考えています。